

令和4年 第1回 尾三衛生組合議会臨時会 会議録

招集年月日	令和4年5月30日(月)	
招集場所	尾三衛生組合議会議室	
開会	令和4年5月30日(月)午後4時	
閉会	令和4年5月30日(月)午後4時16分	
出席議員	1番 永野雅則 2番 大川博 3番 川嶋恵美 4番 舟橋よしえ 5番 渡邊郁夫 6番 阿部憲明 7番 真子伸生 8番 塚本直樹 9番 加藤達雄 10番 加藤啓二 11番 比嘉浩二 12番 門原武志	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	管理者 近藤裕貴 副管理者 小山祐 副管理者 井俣憲治  事務局長 加藤慎司 次長兼会計管理者 石原稔久 次長兼業務課長 竹谷富雄 調整監兼新炉建設室長 水野寿人 総務課長 岸利克 施設課長 小林克人	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務部局書記長 石原稔久 議会事務部局書記 田中正道 議会事務部局書記 増田啓介	
日進市・みよし市・東郷町で出席した者の職・氏名	日進市環境課長 近藤伸治 みよし市環境課長 水野貴行 東郷町環境課長 都築英	
会議録署名議員	11番 比嘉浩二 12番 門原武志	



令和4年第1回尾三衛生組合議会臨時会議事日程

令和4年5月30日（月）

午後4時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

(1) 議長諸報告

(2) 議会運営委員会委員長報告

日程第4 議案第6号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について



令和4年 第1回 尾三衛生組合議会 臨時会  
議事の経過

(開会 午後4時)

田中書記

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。

ご着席ください。

加藤議長

皆様、こんにちは。

令和4年第1回尾三衛生組合議会臨時会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともご多忙のところご参集賜りまして、ありがとうございます。

本臨時会に提案されております案件は1件であります。

議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別なご協力をお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

管理者招集挨拶、近藤管理者。

近藤管理者

皆様、こんにちは。

この令和4年度から管理者に就任いたしました、日進市長の近藤裕貴と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集賜り、誠にありがとうございます。

本日この臨時会に上程させていただきます議案は、尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についての1議案でございます。

慎重審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ致します。

加藤議長

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第1回尾三衛生組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、11番比嘉浩二議員、12番門原武志議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日としたいが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3、諸般の報告を議題とします。

監査委員より、例月出納検査につきまして、令和 4 年 3 月から 4 月分の、一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の、預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

次に、議会運営委員長より議会運営委員会の報告をしていただきます。

大川議会運営委員長。

大川委員長

議長よりご指名がありましたので、5 月 26 日午後 1 時 30 分より開催した、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告申し上げます。

付議された議案につきましては、管理者提出議案として、尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についての 1 議案でございます。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

議案質疑につきましては、2 名の議員より通告がありました。

議案質疑の取扱いにつきましては、同一議員につき、同一の議題について質疑回数は 2 回、質疑時間は 1 議案につき 15 分以内、以上の確認をいたしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせて頂きます。

加藤議長

ありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、議案第 6 号「尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを説明させていただきます。

提案理由と致しまして、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、一般職の職員等の期末手当の支給割合を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、一般職職員の期末手当の支給割合を、100分の127.5から100分の120に改め、再任用職員の期末手当の支給割合を、100分の72.5から100分の67.5に改めるものでございます。

施行期日と致しましては、公布の日から施行となります。

特例措置と致しまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、再任用職員以外の職員は127.5分の15、再任用職員は72.5分の10を乗じて得た額を減じた額とするものです。説明は以上です。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

3番川嶋恵美。議案質疑をさせていただきます。

尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、特例措置として「調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない」とありますが、期末手当が支給されない対象者はいるのでしょうか。

改正内容の期末手当の改める支給割合が、一般職の職員で100分の7.5、再任用職員で100分の5の減額になりますが、この割合はどのように算定されたのでしょうか。

加藤議長

答弁、岸総務課長

岸総務課長

総務課長、岸。

特例措置により、期末手当が支給されない対象者はございません。

また、期末手当の支給割合につきましては、昨年度の人事院勧告で示された支給割合となります。

加藤議長

これにて、3番川嶋恵美議員の議案質疑を終わります。

次に、12番門原武志議員。

門原議員

改正内容について伺います。

今回の改正で期末手当の支給総額はどのように変化するのでしょうか。

加藤議長

答弁、岸総務課長

岸総務課長

総務課長、岸。

特例措置分を除いた令和4年度の期末手当支給総額は、一般職員18名、再任用職員3名分で、改正前は約1,966万6千円、改正後は約1,849万9千円で、約116万7千円の減額となります。

加藤議長

12番門原武志議員。

門原議員

特例措置について伺います。

特例措置で減額する調整額の規模について伺います。

加藤議長

答弁、岸総務課長

岸総務課長

調整額といたしましては、一般職20名、再任用職員1名分で約124万3千円の減額となります。

加藤議長

以上で、議案第6号の通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第6号について、反対討論を許します。

12番門原武志議員。

門原議員

12番門原。

今回提案されている尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

提案されている期末手当の引き下げは、令和3年の人事院勧告に準拠した国家公務員給与法の改正に準じたものです。人事院勧告はコロナの影響を考慮せず、民間準拠だけを理由に期末手当の引き下げを勧告しました。コロナに伴う自粛などによる民間の給与水準に合わせて、公務員の給与を引き下げよというものです。今回の期末手当引き下げは昨年6月と12月の期末手当に遡って適用され、6月期末手当支給分から差し引かれるものです。従来のコロナ危機に加え、ロシアによるウクライナ侵略、円安による物価高騰で4月の消費者物価指数は前年同月より2.1%も上がりました。この時期での期末手当の大幅な削減は生活設計をも狂わせかねず実施すべきではありません。このような大きな影響が一度に出てくるのは、尾三衛生組合が人勧準拠で給与を決めるとしている中で国家公務員一般職の給与法が改正された後でなければ、条例改正を行わないとしているからです。人勧を受け法改正が昨年12月までにされていれば、これほど大きな影響が一気に噴き出ることはありませんでした。加えて今回の期末手当引き下げは、今年3月に定年退職し4月再任用された職員にも、昨年払い過ぎた分を差し引く特例が適用されます。定年退職して職員の身分が消滅しているにもかかわらず、在職時の正規職員の身分に付随する不利益措置

を退職後に引き継ぐやり方は認められません。以上です。

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

反対討論を許します。

賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第6号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

管理者閉会挨拶 近藤管理者。

近藤管理者

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

本日ご審議いただきました1議案につきまして、ご審議を賜り、原案どおり議決をいただき、誠にありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、何かとお忙しいことと存じますが、くれぐれも健康にご留意して頂き、一層のご活躍をされますよう祈念申し上げます。今後とも、本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

本臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただき

ます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和4年第1回尾三衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

田中書記

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。ご着席ください。

(閉会 午後4時16分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年 6月14日

議長

加藤 達雄

署名議員

大暮 三吉

署名議員

門原 武志